

2023年第1回定例会 一般質問 熊田ちづ子

*物価高騰から区民の暮らしを守ることにについて

2月の食品の値上げは4,283品目が予定されています。昨年秋以来、値上げが続いており、多くの区民生活に影響が出ています。東京の1月の消費者物価指数は4.3%と第2次石油危機以来、48年8ヶ月のぶりの高水準とのことです。今、政府がやるべきは国民の暮らしや営業を守るために、最低賃金1,500円への引き上げと消費税の5%への引き下げです。

区民の暮らしは「年金が下がる中でどこを削ったらいいのか。」「買い物は必要な物だけを書き出して行っている。」「家にいるときも上着を着込んで光熱費を節約している」等々暮らしへの負担は増え続けています。こういうときだからこそ区の果たす役割が求められます。

昨年末に支給された国の緊急支援給付金5万円は住民税非課税世帯と家計急変世帯が対象でした。対象からはずれた住民税均等割のみの世帯に対し、区独自の5万円の給付を行うこと。答弁を求めます。

(区長答弁)

まず、区独自の5万円の給付についてです。

区は国の施策に基づき、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯や、住民税均等割のみの課税世帯も含めた家計急変世帯に、緊急支援給付金を支給してまいりました。

また、生活・就労支援センターでの家計改善支援員による家計相談や、就労支援、港区社会福祉協議会の貸付金の紹介など、生活支援を行っております。区で独自に住民税均等割のみの課税世帯に支援金を支給することは考えておりませんが、今後も関係機関と連携し生活困窮世帯への適切な生活支援につなげてまいります。

物価高騰、光熱費の値上げなど介護事業者や入所施設等の運営にも大きな負担になっています。区独自の支援を継続すること。答弁を求めます。

(区長答弁)

次に、介護事業者等に対する区独自の支援を継続することについてのお尋ねです。

国際情勢などを背景とした光熱費等の高騰を受け、介護サービスや障害福祉サービス事業者、保育園・幼稚園等の安定運営と質の高いサービス提供の継続を支援するために、区は昨年10月から、他区より幅広く各分野の全ての事業者、昨年4月以降1年分の支援金を緊急的に支給しております。

その後、東京都においても、介護事業者等に対する燃料費や物価高騰に係る緊急対策事業が創設され、申請事業者に対し、今月末までに支援金が支給される見込みです。

今後の支援継続につきましては、区の実績の成果や東京都による支援策の状況、事業者等の影響の把握に努めてまいります。

* 医療的ケア児とその保護者への支援についてです。

昨年第4回定例会に出された元麻布保育園に関する請願で多くの課題が明らかになりました。

請願項目にあった「ぱお」との併用については、昨年の12月28日に保護者の皆さんへ、4月からの併用を認める決定がされ、申し込みの案内が配られました。早い対応に、感謝を申し上げます。

請願を出すということは住民の皆さんにとってはとても敷居の高いことです。ましてや医療的ケア児の子育てと仕事を両立されている保護者にとって、どれだけ大変だったかは容易に想像が出来ます。それでも請願を出さざるを得ない状況に置かれた保護者の皆さんが請願採択と請願項目の一つである「ぱお」との併用が認められたことで、大

きな励みになったと思います。保護者からも喜びの声が届いています。

実施に向けては、時間やルートなど様々な課題があります。当事者の声をよく聞いて、一人一人にあった「ぱお」との併用が実現できるよう取り組むこと。答弁を求めます

(区長答弁)

次に、医療的ケア児とその保護者への支援についてのお尋ねです。

まず、児童発達支援センターと元麻布保育園医療的ケア児・障害児クラスとの併用通所についてです。

現在、児童発達支援センターでは、本年4月から、併用通所の利用を予定している児童の保護者から、児童の医療的ケアやアレルギーの状況、ご家族の就労状況や希望する送迎ルートなどを丁寧に聴き取り、個々に合った支援の準備を進めております。

今後、児童発達支援センターで保護者と確認した児童の特性や成長状況、支援の方向性などの情報を、元麻布保育園と共有し、個々の児童に応じた適切な療育や保育を提供してまいります。

今回の請願で明らかになった課題を整理し、保育課、障害福祉課、麻布支所の管理課、保健所など関係部署で連携して問題解決に取り組むことが大事です。委員会で保育課長は、「それぞれの課題は共有している。今後も関係課が集まって進めていき、課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えている。」と答弁されました。

請願を受けて課題の整理と課題解決のための関係部署との連携のあり方、取り組みについて答弁を求めます。

(区長答弁)

次に、請願を受けての課題の整理と課題解決のための関係部門との連携と取組についてのお尋ねです。

区では、元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラス在籍児童の保

護者や保育士・看護師へのアンケートを今月6日から実施しております。

今後、アンケート結果を踏まえ、送迎支援や療育支援の在り方など、保育や療育における新たな課題を、子ども、障害、保健所及び麻布地区総合支所が共有しながら、子ども家庭支援部が調整を進め、各部門が子どもや家庭の視点に立ったきめ細かな支援策を検討し、子どもが健やかに成長できるよう、着実に取り組んでまいります。

請願の中で医療と地域の連携についても課題が出されました。

その部分について保護者の声を一部紹介します。

「M I C Uから退院したときは何もわからずとても不安でした。その中で一番頼りになったのは訪問看護師さんでした」「障害手帳の取得やヘルパーさんの導入も、何ヶ月も経ってから気づきました」「親がどこまで調べて、どこまで自分で歩いて探し回ってたどり着くか、全部それにかかっている、どこからもアドバイスはありませんでした」「福祉サービスや療育は、お子さんを看護するお母さん方のブログを読みあさったり、ママ友の口コミから情報を得ました」

新たに誕生した赤ちゃんに対し、新生児の訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問）事業があります。保健師や委託した助産師さんが訪問し母子の健康状態の把握や適切な支援の提供を行っています。コロナ前（2019年）は出生数に対し約8割を訪問しています。

医療的ケア児は入院の長期化など、様々な事情で訪問を受けられていないのではないかと考えられます。

また、医療的ケアの必要なお子さんが退院する際には病院から連絡がTELで保健所にくる仕組みになっているとのことですが、十分に機能しているのでしょうか？

改めて、重症心身障害児や医療的ケアの必要な赤ちゃんに対する支援のあり方を見直すべきです。答弁を求めます。

(区長答弁)

次に、重症心身障害児や医療的ケアの必要な赤ちゃんに対する支援の在り方の見直しについてのお尋ねです。

区は、これまでも、重症心身障害児や医療的ケアの必要な赤ちゃんが退院する際、医療機関からの連絡に基づき、保健師などの専門職が、退院カンファレンスへの参加、家庭訪問、訪問看護の調整などを行っております。

円滑に在宅療養に移行するには、退院前の十分な調整が重要ですが、医療機関によって連絡方法が異なることなどから、事前に必要な情報の把握ができないこともあります。区は今後、区内の産科や小児科の医療機関との意見交換の場である港区周産期医療・小児医療連携協議会等において、医療機関との連絡方法を協議し、体制を強化してまいります。

(仮称) 医療的ケア相談支援センターの設置についてです

保護者の方からも医療と地域の連携組織として、港区在宅医療相談センターの子ども版があれば助かるとの声があります。

在宅医療相談センターは済生会港支部に委託し、看護師5人が常駐し、在宅療養に関する相談を受けています。実態は多くが高齢者の在宅支援です。子どもの在宅療養に関する相談はほとんどないとのこと。

世田谷区は医療的ケア相談支援センター（愛称ひなた）を2021年（令和3年）8月に設置し、「医療的ケアが必要なお子さんとその家族の笑顔を支えたい。入院中からそして退院してからの生活に寄り添っていく」事業として医療的ケア児の最初の相談窓口としての役割を担っています。

医療的ケア児は子どもの成長とともに困り毎や行政に求める支援は

違ってきます。その都度、保護者が自ら出向いて相談するところを探さなければならない状況を一日も早く改善することが必要です。

世田谷区など先進区を参考に（仮称）医療的ケア相談支援センターの設置を検討すべきです。専門機関が設置されるまでの間、医療的ケア児の最初の相談窓口をつくること。それぞれ答弁を求めます。

（区長答弁）

（仮称）医療的ケア相談支援センターの設置の検討及び当面の対応窓口についてです。

区の医療的ケア児に関する最初の相談窓口は、各総合支所に設置している福祉総合窓口が担っており、保健師やケースワーカーが個々の状況に応じて支援を行っております。

支援に当たっては、港区在宅療養相談センターや児童発達支援センター、保育園、教育機関等と連携し、医療的ケア児が安心して在宅で生活ができるよう個々の状態に適した福祉サービスや療育につなげております。

福祉総合窓口がご指摘のセンターと同等の役割を果たすこと、また、そのことの積極的な周知に取り組んでまいります。

* 保育施設などの委託のあり方について

2023年4月からあっぴい白金台・保育サポート白金台、学童クラブの委託事業者が変更になります。

港区プロポーザル方式実施ガイドラインに基づいて5年毎に公募で事業者を選定したとのことです。

今回のプロポーザルには2者応募があり、4月から事業者が交替になります。事業者変更に関する説明会が1月29日、1月30日に開催されました。保護者から多くの意見が出されました。主な意見をご紹介します。

介します。

「よほどの理由がなければ利用者としては変える必要はない」「5年間の実績は評価されないのか。継続性を評価の観点にすべき」「いまの先生にとっても慣れてしているので親としては変わってほしくない。引き継ぎは1ヶ月で十分なのか、子どもが行きたくないと言い出したら困る」「子どもに関することは特別で事業の性格上変える必要はない」等々多くの意見が出されました。

区立保育園は当初5年だった指定期間が2013年（平成25年）9月に「利用者が安心して子どもを預けられ、地域に根ざした施設となるためには指定管理者との間に信頼関係を構築する必要があり、長期的に安定した運営が強く求められるため長期の指定期間が必要」との理由から指定期間は10年に変更にされました。

保育サポート東麻布は東麻布保育園の指定管理者に別途委託をしており、委託期間は10年です。補助金事業で実施している「あい・ぼーと」と「pokke」も10年です。同様の事業で委託期間に違いがあるのは公平性からも問題です。

保育園等と同様に子育てを担う事業として、子育てひろば、保育サポート事業の委託期間を見直すこと。

答弁を求めます。

（区長答弁）

次に、子育て支援事業の委託期間についてのお尋ねです。

子育て支援事業の委託契約については、プロポーザル方式で事業者を選定しております。

選定した事業者とは、翌年以降も引き続き、最長5年まで契約することを可能としております。

今後も、児童相談所設置市として、施設の運営状況を主体的に確認

し、利用者サービスの充実に取り組んでまいります。

* 障害者の超短時間雇用について

誰もが自分らしくいきいきと暮らし続けることができる地域共生社会を推進していくために、就労を希望する障害者の多様な働き方を支援する事業として、2021年度から超短時間雇用を推進する事業を開始しています。1月25日に障害者就労支援シンポジウムが開催されました。リアル参加とオンラインで76名が参加し、

大変いい勉強会でした。超短時間雇用モデルを構築した東京大学先端科学技術研究センターの近藤武夫先生、企業への働きかけや調整などを担うピープルデザイン研究所、障害者をサポートするみなと障害者事業団、障害福祉課の4者が協力して事業を推進するための取り組みがそれぞれの立場で報告されました。

実際に超短時間雇用を導入した企業からの報告があり、これからの事業を進める上で大いに参考になるのではないかと思います。

長時間就労が難しい障害者にとって就労の機会が広がることを大いに期待したいと思います。始まったばかりで課題はあると思いますが、超短時間雇用を導入する企業への働きかけ、希望する障害者の把握、区民や企業への周知などと同時に区が積極的に取り組むことが大事だと思います。

事例報告がされたみなと保育園はおもちゃの消毒のために雇用し、デイジー保育園は子どものトイレの清掃のために雇用しています。

コロナ禍の下で、保育の現場は消毒などの仕事が増え、保育士さんの負担になっています。区立保育園でも導入すべきです。

他の部署でも業務を見直し、超短時間雇用を積極的に導入すべきです。答弁を求めます。

(区長答弁)

区立保育園での導入及び全庁的な導入についてです。

区は、令和3年度から、障害者の新たな就労機会である超短時間雇用を創出し、民間企業や私立保育園での雇用につなげ、区立保育園、子ども中高生プラザ、高齢者福祉施設などでの導入を目指してきました。

今月9日に、区立保育園でおもちゃの消毒作業に従事する職員として、新たに2名の採用が内定いたしました。

今後は、こうした超短時間雇用の実例をもとに業務分析や導入の効果などを示しながら、全庁的に超短時間雇用の導入を積極的に進め、社会に発信することで、障害者の雇用を促進してまいります。

*新型コロナから区民の命と健康を守ることについて

コロナの第8波による医療崩壊は深刻で、亡くなる方の数も過去最悪で緊急搬送困難事案も最悪でした。高齢者施設での感染も治まっていません。

こんな中で、政府は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを5月8日に季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げることを決めました。5類に移行することに伴い医療費の自己負担に対する公費負担のあり方も検討されており、公費支援は「期限を区切って継続する」とし、一定期間後に廃止する方針を明確にしました。

新型コロナ治療薬の「レムデシベル」を5日間投与した時の治療費は約38万円。公費負担がすべてなくなった場合、高額療養費制度が適応されても70歳未満の低所得者で最大3万5400円となり、検査や受診抑制を招く危険があります。

医療機関への支援がなくなれば、発熱外来もコロナ病床も激減し、行政による入院調整もなくなります。

5類引き下げるとは、医療の現場にとっても国民にとっても大きな負担と、感染拡大を広げることにつながります。医療に対する公的責任放棄は許されません。

区民の健康と命を守る立場として、国に対し公的責任を果たすよう申し入れるべきです。答弁を求めます。

(区長答弁)

まず、5類引下げに伴う国に対する申し入れについてです。

現在、国は、段階的な5類移行に必要な対策として、幅広い医療機関で受診ができるような感染対策や、入院等の医療費公費負担の継続などについて検討し、来月上旬を目途に具体的な方針を示すこととしています。

区は、国が開催する説明会等において、区民や医療機関等に混乱が生じないように、必要に応じ、国に対して意見を伝えるとともに、引き続き、国の動向を注視し、区民に対して迅速な情報発信や必要な対策を講じてまいります。

5類に引き下げられた場合、感染拡大の危険はさらに深刻になるのではないのでしょうか。区民の命と健康、高齢者施設など重症化リスクの高い方々を感染から守るため、区の取り組みが求められます。区の取り組みについて答弁を求めます。

(区長答弁)

次に、5類引下げに伴う区の実施についてのお尋ねです。

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に変更となった場合でも、区は、その他の5類感染症と同様に発生動向の把握や流行情報の区民向け周知を行うとともに、高齢者施設などのハイリスク

施設において、複数人の感染者が確認されるなど、保健所の対応が必要な場合は、迅速に積極的疫学調査を実施いたします。

積極的疫学調査の実施時には、ハイリスク施設等の職員に対し、みなと保健所から感染対策に関する適切な指導や助言を行うことで、感染拡大の防止を図り、重症化リスクの高い方などの命と健康を守ってまいります。

*ヤングケアラー支援条例の制定について

本来、大人が担うべき介護を日常的に行っているヤングケアラーは未成年にもかかわらず重い責任や負担をしいられています。日常生活や学業にも影響があり社会問題になっています。ヤングケアラーが抱える問題を一家庭の問題とするのではなく社会で支えるための支援が広がりつつあります。

港区も昨年（2022年、令和4年度）ヤングケアラーの実態調査を行った結果、区が要保護児童として把握していた数（5人）より、学校等への調査でヤングケアラに該当すると思われる児童が16名と、多い実態が明らかになりました。

区は4月から子ども家庭支援センターにヤングケアラー・コーディネータ2名配置し、ヤングケアラーの早期把握と適切な支援につなげるとしています。

ヤングケアラー一人一人に寄り添った支援を社会全体で支えていくためにも、行政だけでなく保護者や学校、地域、事業者や関係機関が一体になって取り組む必要があります。その為にも「ヤングケアラー支援条例」を制定すること。答弁を求めます。

（区長答弁）

最後に、ヤングケアラー支援条例の制定についてのお尋ねです。

区は、本年4月から、ヤングケアラーを支援するコーディネーターを配置し、地域全体が子どもの権利を理解し、子どもを支援するため、福祉、医療、教育及び民生・児童委員等関係機関と地域住民へ向けて、ヤングケアラーへの支援方針を示すガイドラインを作成いたします。

また、子どもの権利やヤングケアラーへの理解を深めるセミナーを開催するなど、地域が一体となり、子どもたちを見守り、成長を支える社会の実現を目指してまいります。

条例制定については、今後の課題とさせていただきます。

よろしくご理解のほどお願いいたします

《再質問1》

子育て支援事業の委託期間について

《質問要旨》

事業者を変更する前に保護者及び当事者に説明がなく、保護者及び当事者が置き去りにされているのではないかと懸念。また、同じ子育てサポートでありながら、やり方、期間が違うことについて、見直しを行う必要があると考える。

《区長答弁要旨》

子育て支援事業の委託契約については、公正性、透明性、競争性等を担保するため、5年を超えないこととしている。今後とも、利用者の視点に立ち、より一層事業が充実するよう、努めていく。

《再質問2》

障害者の超短時間雇用について

《質問要旨》

区立保育園において2人の雇用が決定した。これについては、今後、事業が広がることに期待するが、区立保育園といいながらも、指定管理になっている保育園での拡大であって、区が率先して取り組み、民間に広げていくことが重要であると考え。区の実施姿勢について、伺いたい。

《区長答弁要旨》

今後、超短時間雇用の実例を参考として、超短時間雇用の具体的な導入方法や、雇用した側の業務を進める上でのメリットなどを示しながら、全庁的に超短時間雇用の導入を進めていく。区が、自ら超短時間雇用を積極的に導入し、その姿勢や取組をツイッターや区ホームページ、事業報告会などを通じて、民間企業等、社会に強く発信していく。